

青少年赤十字活動支援助成金交付要綱

日本赤十字社奈良県支部

（目的）

第1条 本要綱は、青少年赤十字加盟校（以下「加盟校」という。）が行う自主的かつ意欲的な活動を日本赤十字社奈良県支部（以下「支部」という。）が支援し、豊かな人間性や社会性を育む活動を広く普及することにより、青少年赤十字活動のさらなる充実を図ることを目的とする。

（活動主体）

第2条 活動は加盟校の児童・生徒および指導者が主体となって行う

（支援対象活動）

第3条 支援対象となる活動は、青少年赤十字の実践目標でもある「健康・安全」、「奉仕」、「国際理解・親善」に係る活動とし、「気づき、考え、実行する」という態度目標により行われ、児童・生徒の自主性に基づき新たに取り組む活動で次に掲げるものとする。

- （1）防災教育、防災訓練
- （2）地域の福祉施設との交流
- （3）地域の方と校区の清掃活動、環境美化
- （4）国際理解、国際交流
- （5）その他、第1条に定める目的を達成するために必要であると支部が認める活動

（対象期間）

第4条 助成金対象活動の実施期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（助成金の額）

第5条 支部は、第3条に記載の活動のうち、支援が必要と認められる活動に対して、1校につき3万円以内で助成金を交付する。

（活動申請）

第6条 加盟校は、第3条の支援対象活動を行う前に、活動実施計画書（別紙様式1）を支部に提出し、助成金申請を行う。

(支援条件)

第7条 助成金を交付する支援について、次のとおり条件を定める。

- (1) 本要綱の規定に従うこと。
- (2) 助成金の交付を受けた加盟校が、助成金を他の用途へ使用した場合は、助成金の交付決定の全部または一部を取り消すことがある。
- (3) 活動時には青少年赤十字活動であることを表示する。
- (4) 同活動内容への助成支援は3年を目処とする。

(支援決定)

第8条 支部は、活動実施計画書をもとに審査し支援対象事業と認定した場合は、支援決定通知書(別紙様式2)により、申請のあった加盟校へ通知する。

(活動報告書の提出)

第9条 助成金の交付を受けた加盟校は、活動終了後、活動報告書(別紙様式3)を原則として1か月以内に支部へ提出ものとし、年度内に報告するものとする。

(活動報告)

第10条 活動報告については、以下のとおりとする。

- (1) 助成金の交付を受けた加盟校は、実施した活動について校内掲示板や学校だより、またはホームページ等に掲載するなどの広報を行う。また、掲載記事を活動報告書と併せて支部へ提出すること。
- (2) 支部は、活動報告書をもとに、ホームページ等で紹介し、青少年活動の普及に活用する。
- (3) 助成金の交付を受けた加盟校は、支部から依頼があった場合、支部で実施する行事(リーダーシップトレーニングセンター、児童・生徒交流会等)において、実施した活動を発表するなどの協力を行う。

附 則

この要綱は平成26年7月1日から施行する。

この要綱は平成31年3月11日に一部改正、同年4月1日から施行する。

この要綱は令和3年3月11日に一部改正、同年4月1日から施行する。